

○西伊豆町有害鳥獣捕獲報償金交付要領

平成22年3月25日

要領第2号

改正 平成30年5月28日要領第8号

平成31年3月18日要領第3号

(趣旨)

第1条 町長は、農林産物に被害をもたらす有害鳥獣等の捕獲を奨励するため、捕獲者に対し予算の範囲内で報償金を交付するものとし、その交付に関しては、西伊豆町補助金等交付規則（平成17年西伊豆町規則第30号）及びこの要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における有害鳥獣等とは、猪、鹿をいう。

- 2 捕獲者とは、賀茂猟友会西伊豆分会に所属する者で、西伊豆町有害鳥獣捕獲許可事務処理要領（平成17年西伊豆町要領第15号（以下「捕獲許可要領」という。））第4の許可証の交付を受け、有害鳥獣等を捕獲した者をいう。

(報償金交付の基準)

第3条 有害鳥獣捕獲についての報償金交付は、次のとおりとする。

- (1) 猪1頭につき5,000円とする。
- (2) 鹿1頭につき7,000円とする。
- (3) ハクビシン1頭につき2,000円とする。

(交付の申請)

第4条 報償金の交付を受けようとする捕獲者は、捕獲許可要領第4の許可証の有効期間の終了後30日以内に有害鳥獣捕獲報償金交付申請書（様式第1号）及び捕獲有害鳥獣明細書（様式第2号）に、以下の証拠品を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 猪 町長が指定した部位
- (2) 鹿 町長が指定した部位
- (3) ハクビシン 町長が指定した部位

(交付の決定通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と

認めるときは交付決定をし、報償金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定について条件を付することができる。

（請求の手続）

第6条 前条の規定による報償金の交付決定を受けた者は、報償金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月28日要領第8号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日要領第3号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

有害鳥獣捕獲報償金交付申請書

年 月 日

西伊豆町長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先 _____

年度において有害鳥獣を捕獲したので、報償金を交付されるよう
関係書類を添えて申請します。

交付申請額 金 _____ 円

捕獲許可番号	第 号
捕獲期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲鳥獣 及び頭数	雄鹿(頭)・雌鹿(頭) 猪(頭)・ハクビシン(頭)
添付物等	証拠品(鹿分 猪分 ハクビシン分)

様式第3号(第5条関係)

報償金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

西伊豆町長



年 月 日付けで申請のあった報償金については、西伊豆町有害鳥獣捕獲報償金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付する。

交付決定額 金 _____ 円

様式第4号(第6条関係)

報 償 金 請 求 書

金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で報償金交付決定の通知を受けた西伊豆町有害鳥獣捕獲事業の報償金として上記のとおり請求します。

年 月 日

西伊豆町長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

連絡先 _____

振込先金融機関名	
口座種別	普通・当座 (該当するものに○)
口座番号	No.
(フリガナ) 口座名義人

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)